

## 関係資料

1. 現行の大都市圏制度の体系
2. 現行の大都市圏計画の概要
3. 広域地方計画の概要
4. 地方分権改革推進委員会の議論

# 1-1 現行の大都市圏制度の体系

## 大都市圏整備法の概要

	首都圏	近畿圏	中部圏
制定時期	首都圏整備法(S31)	近畿圏整備法(S38)	中部圏開発整備法(S41)
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦後の急速な経済復興に伴う首都への産業・人口の集中とこれに伴う環境の悪化</li> <li>○首都周辺に工業都市、住居都市を発展させるとともに、既成市街地の近郊に緑地地帯を整備する必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京阪神の大都市における産業・人口の過密化と周辺部の無秩序な市街化</li> <li>○大都市外周部における多様な開発可能性を有する地域の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名古屋大都市地域における産業・人口の無秩序な集中による過密の弊害を未然に防止する必要性</li> <li>○S39国連調査団報告「関東と近畿の強力な流れの中間にある中部において、南北の流れを創り出し、各地域の均衡のとれた発展を図るべき」</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首都への産業・人口の過度の集中の防止、交通施設、住宅その他首都における重要な施設整備の促進</li> <li>○我が国の政治・経済・文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大都市とその周辺部の無秩序な膨張の防止、外周部では自然環境との調和を図りながら魅力ある都市を育成・整備</li> <li>○首都圏と並ぶ我が国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与</li> </ul>
各種制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首都圏整備計画等</li> <li>○工業等制限制度[H14廃止]</li> <li>○工業団地造成事業</li> <li>○起債充当率・国の負担率・補助率かさ上げ[H20適用期間停止]</li> <li>○不均一課税への減収補填措置(新規都市開発区域指定から5年)</li> <li>○近郊緑地保全制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近畿圏整備計画等</li> <li>○工場等制限制度[H14廃止]</li> <li>○工業団地造成事業</li> <li>○起債充当率・国の負担率・補助率かさ上げ[H20適用期間停止]</li> <li>○不均一課税への減収補填措置(H22.3まで)</li> <li>○近郊緑地保全制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中部圏開発整備地方協議会の設置</li> <li>○中部圏開発整備計画等</li> <li>○起債充当率・国の負担率・補助率かさ上げ[H20適用期間停止]</li> <li>○不均一課税への減収補填措置(H22.3まで)</li> </ul>

# 1-2 現行の大都市圏制度の体系

## 首都圏

### 首都圏整備計画(国土交通大臣決定)

#### 既成市街地

(政令で指定)

#### ○工業等制限制度

・既成市街地内の工業等制限区域において、工場・大学等の新增設を制限し、既成市街地への産業・人口の集中防止、都市環境の整備・改善を図る

#### ※平成14年廃止

・既成市街地の産業・人口の集中に関する社会経済情勢の変化により、有効性・合理性が低下

#### 近郊整備地帯

(国土交通大臣指定)

#### ○近郊緑地保全制度

・近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地を保全し、無秩序な市街地化を防止

##### 近郊緑地保全区域

- 区域内の行為制限(届出制)
- 管理協定の締結

##### 近郊緑地保全計画

##### 近郊緑地特別保全地区

#### ○近郊整備地帯・都市開発区域の整備に関する財政上の特別措置

・都府県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給  
・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ

#### 都市開発区域

(国土交通大臣指定)

#### ○近郊整備地帯・都市開発区域の整備に関する主な特例

- 工業団地造成事業の実施等
- 都市計画区域の指定手続の特例
  - ・都市開発区域内の都市計画区域指定においては関係市町村の意見を聞かなくてよい
- 都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置(新規都市開発区域指定から5年)

#### ※平成19年度で適用期間停止

・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

# 1-3 現行の大都市圏制度の体系

## 近畿圏

### 近畿圏整備計画(国土交通大臣決定)

**既成都市区域**  
(政令で指定)

○工場等制限制度  
・既成都市区域内の工場等制限区域において、工場・大学等の新增設を制限し、既成都市区域への産業・人口の集中防止を図る

※平成14年廃止  
・既成都市区域の産業・人口の集中に関する社会経済情勢の変化により、有効性・合理性が低下

**近郊整備区域**  
(国土交通大臣指定)

○近郊整備区域・都市開発区域建設計画  
●各区域ごとに知事作成、国土交通大臣同意

○近郊整備区域・都市開発区域の整備に関する主な特例  
●工業団地造成事業の実施等  
●都市計画区域の指定手続の特例  
・近郊整備区域及び都市開発区域内の都市計画区域指定においては関係市町村の意見を聞かなくてよい  
●都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置(H22.3まで)

○近郊整備区域・都市開発区域の整備に関する財政上の特別措置  
・都府県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給  
・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ

**都市開発区域**  
(国土交通大臣指定)

**保全区域**  
(国土交通大臣指定)

○保全区域整備計画  
●各区域毎に知事作成、国土交通大臣協議(近緑に係るものは要同意)

○近郊緑地保全制度  
・保全区域における近郊緑地の保全を進める

#### 近郊緑地保全区域

- 区域内の行為制限(届出制)
- 管理協定の締結

#### 近郊緑地特別保全地区

※平成19年度で適用期間停止  
・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

# 1-4 現行の大都市圏制度の体系

## 中部圏

**中部圏開発整備地方協議会**（関係県知事、政令指定都市の市長、これらの県市の議会議長等で組織）



●関係県の協議による開発整備計画案の作成に当たっての調査審議

**中部圏開発整備計画**（国土交通大臣決定）

**都市整備区域**  
（国土交通大臣指定）

**都市開発区域**  
（国土交通大臣指定）

**保全区域**  
（国土交通大臣指定）

○都市整備区域・都市開発区域建設計画  
●各区域ごとに知事作成、国土交通大臣同意

○保全区域整備計画  
●各区域ごとに知事作成、国土交通大臣協議

○都市整備区域・都市開発区域の整備に関する主な特例

- 都市計画区域の指定手続の特例
  - ・都市整備区域及び都市開発区域内の都市計画区域指定においては関係市町村の意見を聞かなくてよい
- 都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置（H22.3まで）

○都市整備区域・都市開発区域の整備に関する財政上の特別措置

- ・都府県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給
- ・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ



※平成19年度で適用期間停止

- ・制度の利用実績は低減しており、必要性が低下

# 2-1 現行の大都市圏計画の概要

## 首都圏整備計画(H18)の概要

### ○計画の策定

- ・首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、首都圏内の人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定める。
- ・対象区域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県

### ○首都圏の将来像【基本編】(計画期間:平成27年度まで)

#### ①目標とする社会や生活の姿

- ・我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備
- ・個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- ・環境と共生する首都圏の実現
- ・安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- ・将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

#### ②地域構造の基本的方向

首都圏が我が国の活力を創出する地域として、また、安全で快適な生活環境を備えた地域として発展していくため、諸機能の充実・強化を図るとともに、首都圏の全体構造として東京中心部の過度の依存を緩和し、各地域の拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成と、それらの地域の相互の連携・交流によって機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」を目指す。

### ○地域整備の構想【整備編】(計画期間:平成18年度から概ね5年間)

- ①東京中心部 一極集中の是正に留意しつつ、我が国の活力創出の中核を担う機能を充実、都市空間の再編整備 等
- ②近郊地域 業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランス良く配置された自立性高い地域の形成 等
- ③関東北部地域 関東北部地域間で環状方向の連携を進め、大環状連携軸の一翼を担う 等
- ④関東東部地域 関東北部地域との連携により、大環状連携軸の一翼を担う 等
- ⑤内陸西部地域 関東北部・東部地域との大環状連携軸の形成 等
- ⑥島しょ地域 生活交通のサービス確保を含めた交通、情報通信体系の整備推進による本土と島しょ及び島しょ相互間の連携・交流の強化

### 首都圏<分散型ネットワーク構造>



# 2-2 現行の大都市圏計画の概要

## 近畿圏整備計画(旧近畿圏基本整備計画H12)の概要

### ○計画の策定

- ・近畿圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から今後の近畿圏整備の方向を示す
- ・対象区域 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府6県

### ○近畿圏の将来像(計画期間:おおむね15箇年)

#### ①目標とする社会や生活の姿

- 強くしてしなやかな産業経済圏域の形成
- 内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成
- 文化・学術の中核圏域の形成
- 歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成

#### ②目指すべき圏域構造

- 多核格子構造** 各都市・地域が個性を活かして「核」となり、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造
- 意義 圏域の一体化の中で、人々の生活と産業の活力が再生され、近畿圏全体の再活性化が実現・水平的なネットワークの中で、各都市・地域の個性を活かした地域づくりが可能となり、多様性を持った近畿圏が実現・ネットワークの拡大により、他圏域との連携強化、近畿圏各地域と海外との直結が可能となり、様々な交流が活発化

#### ③将来の人口像 2007年に約2,367万人とピークに達したあと、人口減少局面に入り、2015年には、約2,344万人(1995年と比べて約14万人増加)となることを見込む

### ○近畿圏整備の主要施策

- ①大都市のリノベーション
- ②近畿新生のための産業の新たな展開
- ③内外との様々な交流の推進
- ④懐の深い文化・学術の創造
- ⑤環境と調和した地域の形成
- ⑥地域特性を踏まえた安全で快適な生活空間の形成
- ⑦圏域を支える交通・情報通信体系の整備と今後の社会資本整備

### ○戦略的な連携軸の形成

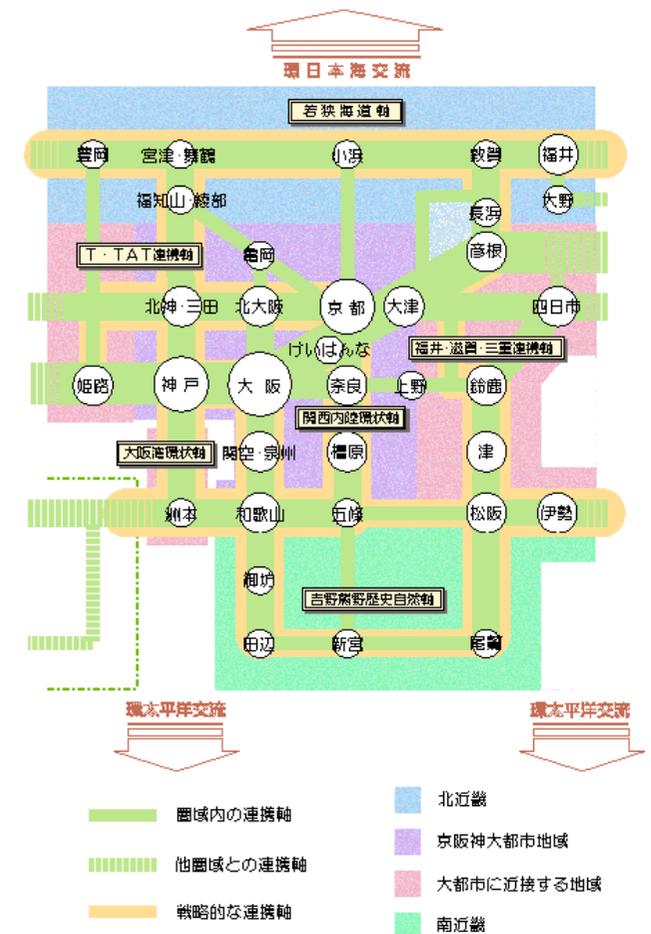
- ①大阪湾環状軸の形成
- ②関西内陸環状軸の形成
- ③若狭海道軸の形成
- ④吉野熊野歴史自然軸の形成
- ⑤T・TAT連携軸の形成
- ⑥福井・滋賀・三重連携軸の形成

### ○施設計画及び区域の指定について

- ①施設計画 総合的かつ基本的な方針に基づき、広域性を有し、かつ、根幹となるべき道路、鉄軌道、港湾、空港、河川、住宅等の30の施設について、事業の実施に当たっての配慮事項を踏まえつつ、その整備の方向付けを行ったもの
- ②区域の指定 近畿圏整備法の規定に基づき、圏域全体の均衡ある発展を図る上で必要な近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について細目的な基準を定めたもの

### 近畿圏 < 多核格子構造 >

近畿圏基本整備計画(第5次)  
多核格子構造のイメージ



※近畿圏の各都市・地域は個性が強く「核」となることを目指す。上図では、人口等の大きな都市・地域を掲げた。

# 2-3 現行の大都市圏計画の概要

## 中部圏開発整備計画(旧中部圏基本開発整備計画H12)の概要

### ○計画の策定

- ・中部圏開発整備法に基づいて、長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向性を示す
- ・対象区域 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県(9県)

### ○中部圏の将来像(計画期間:おおむね15箇年)

#### ①中部圏が目標とする社会や生活の姿

- a. 世界に開かれた圏域の形成 b. 国際的産業・技術の創造圏域
- c. 「美しい中部圏」の創出 d. 誰もが暮らしやすい圏域

#### ②目指すべき圏域構造 ~世界に開かれた**多軸連結構造**~

多様で特色ある資源や高度な産業・技術をいかした連携、交流と中部国際空港をいかした重層的な国際交流を推進することで、4つの国土軸を連結する6つの圏域軸を形成し、多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う構造

○人口の見通し 1995年の約2,116万人から2008年に約2,182万人に達したのち減少に転じ、2015年には約2,162万人(1995年と比べて約46万人増)となると見込む

### ○中部圏開発整備の主要施策

- ①世界につながる多様な連携、交流の展開 ②世界水準の産業・研究開発集積の形成
- ③豊かな自然と共生した循環型社会の構築 ④創造性豊かな諸活動の展開
- ⑤誰もが暮らしやすい圏域づくりの推進 ⑥多様な連携・交流を支える交通、情報通信体系の整備と良質な社会資本の形成

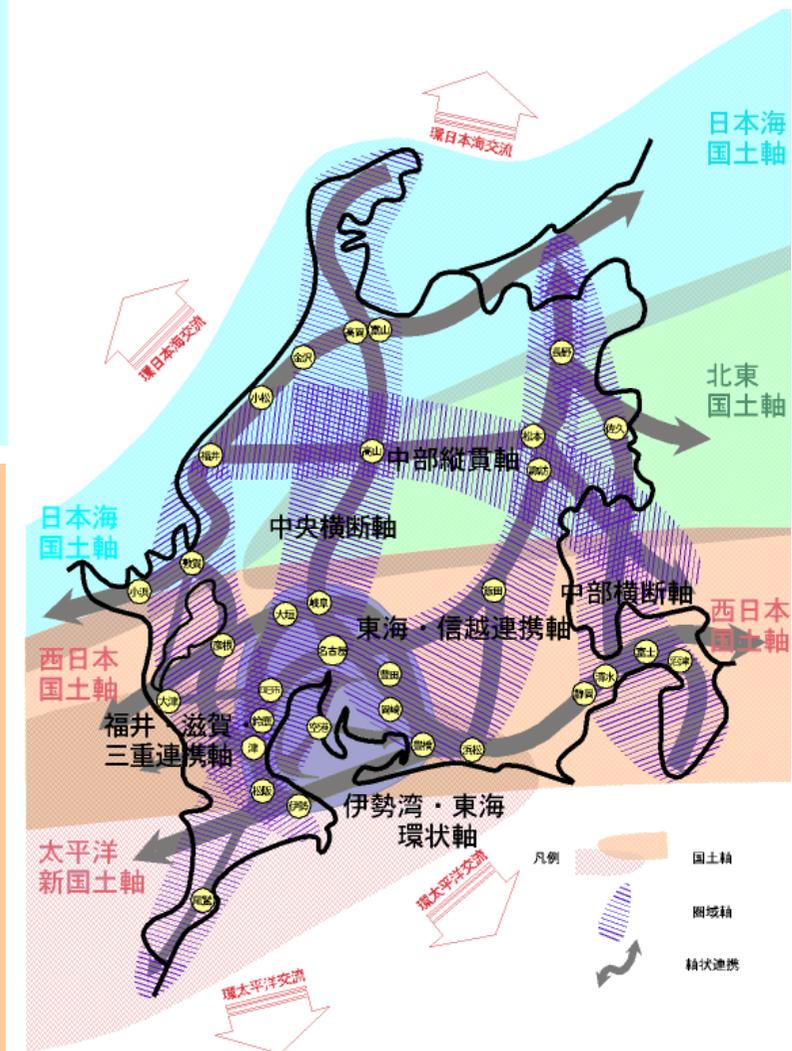
### ○世界に開かれた多軸連結構造の形成

- ①中部圏における日本海国土軸 ②中部縦貫軸及び中部圏における北東国土軸
- ③中部圏における太平洋ベルト地帯の再生、西日本国土軸
- ④伊勢湾・東海環状軸及び中部圏における太平洋新国土軸
- ⑤中部横断軸 ⑥東海・信越連携軸 ⑦中央横断軸 ⑧福井・滋賀・三重連携軸

### ○施設計画及び区域の指定について

- ①施設計画 総合的かつ基本的な方針に基づき、広域性を有し、かつ根幹となるべき道路、鉄軌道、港湾、空港、河川、住宅等の34の施設について、事業の実施に当たっての配慮事項を踏まえつつ、その整備の方向付けを行う
- ②区域の指定 中部圏開発整備法に基づき、圏域全体の均衡ある発展を図る上で必要な都市整備区域、都市開発区域、保全区域の指定について細目的な基準を定める

### 中部圏 < 多軸連結構造 >



# 3-1 広域地方計画の概要

## 国土形成計画(全国計画)について(H20.7.4閣議決定)

### 新しい国土像

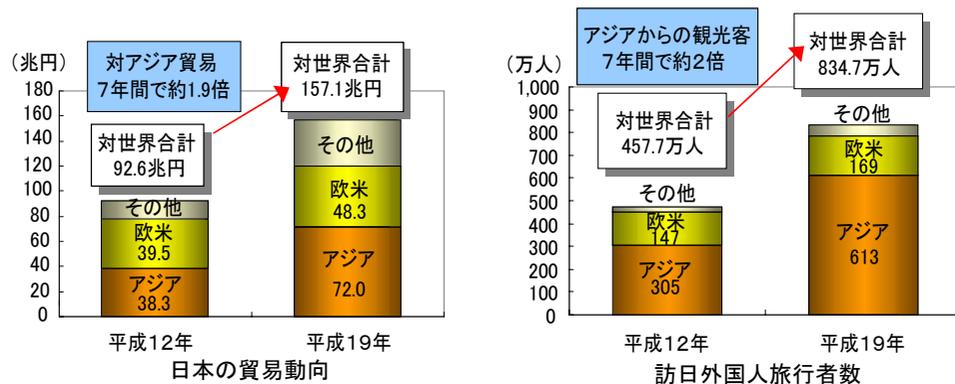
多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

### 新しい国土像実現のための戦略的目標

＜グローバル化や人口減少に対応する国土の形成＞

#### 東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく



#### 持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

＜安全で美しい国土の再構築と継承＞

#### 災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

#### 美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復



＜4つの戦略的目標を推進するための横断的視点＞

#### 「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

従来の私の領域で  
公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した中心市街地活性化(高知市)

公と私の中間的な領域を  
新たに担う活動



NPO等による過疎地有償運送(長野県中川村)

従来の公の領域で  
民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷の清掃活動(熊本県白川)

# 3-2 広域地方計画の概要

## 広域地方計画について

国土形成計画(全国計画) H20.7閣議決定

### 広域地方計画策定のポイント

- 広域ブロックごとに**特色ある戦略**を描く
- 各ブロックが**交流・連携**、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って**共生**
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かっては、とりわけ、

- ・ **東アジア**等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、**日本海及び東シナ海**の活用

ブロックの内部では、

- ・ **成長エンジン**となる都市・産業の強化
- ・ 各地域が**連携、相互補完**
- ・ **地域の総合力**を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

100年に一度と言われる世界的な金融危機を契機とした、足下の経済や雇用の厳しい状況等を踏まえつつ、**これを乗り越える自立的発展に向けた今後10年の将来展望**を描く。

～国と地方の協働～

広域地方計画協議会の協議を経て  
国土交通大臣決定

都府県知事  
政令市市長

経済団体等の長

- ・ 経済連合会
- ・ 商工会議所連合会 等

広域地方計画協議会

代表市町村の長  
隣接する県等の長

国の地方行政  
機関の長

### 協議会の開催状況

- 東北圏 : H20.10.17、H21.6.9(会長:東北経済連合会会長)
- 首都圏 : H20.10.24、H21.6.30(会長:茨城県知事)
- 北陸圏 : H20.10.2、H21.6.29(会長:北陸経済連合会会長)
- 中部圏 : H20.10.3、H21.6.11(会長:愛知県知事)
- 近畿圏 : H20.10.21、H21.6.10(会長:関西広域機構会長)
- 中国圏 : H20.10.28、H21.7.10(会長:広島県知事)
- 四国圏 : H20.10.6、H21.6.8(会長:四国経済連合会会長)
- 九州圏 : H20.10.14、H21.6.9(会長:九州経済連合会会長)

# 3-3 広域地方計画の概要

## 首都圏広域地方計画の構成概要

区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都7県（人口：約4,240万人、域内総生産：約194兆円）

首都圏広域地方計画協議会（会長：橋本昌 茨城県知事） ※平成21年6月30日第2回協議会時点

（都県・政令市）

（市長会・町村会）

（隣接地方公共団体）

（経済団体）

茨城県知事	千葉県知事	さいたま市長	全国市長会関東支部長(甲府市長)	福島県知事	関東商工会議所連合会副会長
栃木県知事	東京都知事	千葉市長	関東町村会長(阿見町長)	新潟県知事	
群馬県知事	神奈川県知事	横浜市長		長野県知事	
埼玉県知事	山梨県知事	川崎市長		静岡県知事	(国の地方支分部局の長)

### キーコンセプト

世界の経済・社会をリードする  
風格ある圏域づくり

### 戦略目標

- 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化
- 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現
- 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現
- 良好な環境の保全・創出
- 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現

### プロジェクト

- 1 国際ビジネス拠点強化PJ
- 2 産業イノベーション創出PJ
- 3 太平洋・日本海ゲートウェイPJ
- 4 web(蜘蛛の巣)構造PJ
- 5 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりPJ
- 6 利根川・荒川おいしい水PJ
- 7 街道・歴史まちづくりPJ
- 8 農山漁村の活性化PJ
- 9 大規模地震災害対策PJ
- 10 風水害対策PJ
- 11 火山噴火災害対策PJ
- 12 地球温暖化対策PJ
- 13 森林・農地保全推進PJ
- 14 南関東水と緑のネットワーク形成PJ
- 15 泳げる東京湾・水環境再生PJ
- 16 泳げる霞ヶ浦・水質浄化PJ
- 17 循環型社会形成推進PJ
- 18 南関東大気汚染対策PJ
- 19 広域観光交流推進PJ
- 20 地域間交流・二地域居住推進PJ
- 21 北関東多文化共生地域づくりPJ
- 22 富士箱根伊豆交流圏PJ
- 23 みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむPJ
- 24 FIT広域交流圏PJ

# 3-4 広域地方計画の概要

## 北陸圏広域地方計画の構成概要

区域：富山県、石川県、福井県の3県（人口：約310万人、域内総生産：約12兆円）

北陸圏広域地方計画協議会（会長：新木富士雄 北陸経済連合会会長） ※平成21年6月29日第2回協議会時点

（県）	（市長会・町村会）	（隣接地方公共団体）	（経済団体）
富山県知事	富山県市長会長（富山市長）	新潟県知事	北陸経済連合会会長
石川県知事	石川県市長会長（金沢市長）	長野県知事	富山県商工会議所連合会会長
福井県知事	福井県市長会長（福井市長）	岐阜県知事	石川県商工会議所連合会会頭
	富山県町村会長（朝日町長）	滋賀県知事	福井県商工会議所連合会会頭
	石川県町長会長（津幡町長）	京都府知事	（国の地方支分部局の長）
	福井県町村会長（池田町長）		

### キーコンセプト

「暮らしやすさ日本一」  
自然と活力にあふれた  
環日本海交流の中核拠点

### 戦略目標

- 進取の気性に富んだものづくり文化で培われる国際競争力のある産業の育成
- 地域文化力で育まれる国内外との交流の創出
- 安全・安心で人をひきつけるゆとりといやしにあふれる暮らしの充実
- 日本海側の中核拠点の形成に向けた交流機能の強化

### プロジェクト

- 1 東アジアに展開する日本海中核拠点形成PJ
- 2 北陸発エネルギー技術、環境技術拠点形成PJ
- 3 高速交通基盤を活かした北陸観光交流圏形成PJ
- 4 食料供給力増強・食の北陸ブランド展開PJ
- 5 豊かな暮らしを育む接続型都市圏形成PJ
- 6 いきいきふるさと・農山漁村活性化PJ
- 7 防災技術・地域コミュニティを活かした北陸防災力強化PJ
- 8 立山・黒部や白山等山岳地域の自然環境保全PJ
- 9 次世代に継承する日本海沿岸地域の環境保全PJ

（北陸圏・中部圏連携プロジェクト）

- 1 まるっと北陸・中部観光魅力増進PJ
- 2 広域物流ネットワーク（日本海～太平洋）構築PJ
- 3 環白山・環北アルプス広域エコロジーPJ
- 4 広域防災・災害応援ネットワークPJ

# 3-5 広域地方計画の概要

## 中部圏広域地方計画の構成概要

区域：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の5県（人口：約1,720万人、域内総生産：約77兆円）

中部圏広域地方計画協議会（会長：神田真秋 愛知県知事） ※平成21年6月11日第2回協議会時点

（県・政令市）		（市長会・町村会）		（隣接地方公共団体）		（経済団体）	
長野県知事	静岡市長	東海市長会会長（鳥羽市長）		富山県知事		中部経済連合会会長	
岐阜県知事	浜松市長	東海四県町村会代表者（八百津町長）		石川県知事		東海商工会議所連合会会長	
静岡県知事	名古屋市長			福井県知事		長野県商工会議所連合会会長	
愛知県知事				滋賀県知事		静岡県商工会議所連合会会長	
三重県知事							（国の地方支分部局の長）

### キーコンセプト

ものづくりと環境貢献で  
日本のロータリーとして  
世界のまんなかへ

### 戦略目標

- 中部圏の資源を活かした国内外の多様な交流の拡大
- 世界のものづくりの中心地としての産業競争力の強化
- 持続可能な環境共生社会を実現する環境先進圏の形成
- 誰もが生き生きとして暮らせる地域社会の実現
- 安全・安心で災害にも強い地域づくり

### プロジェクト

- 1 ものづくり産業の競争力強化PJ
- 2 次世代産業イノベーションPJ
- 3 低炭素社会実現PJ
- 4 いきもの共生PJ
- 5 国際ゲートウェイ中部PJ
- 6 まんなか巡り観光交流PJ
- 7 高次都市機能・連携強化PJ
- 8 農山漁村の活性化PJ
- 9 多文化共生先進圏づくりPJ
- 10 暮らしの安心・快適PJ
- 11 文化継承・創造PJ
- 12 災害克服PJ
- 13 三遠南信流域都市圏活力向上PJ
- 14 伊勢湾再生PJ

（他圏域との連携プロジェクト）

- 1 東北圏・首都圏連携PJ
- 2 北陸圏・近畿圏連携PJ

（北陸圏との連携プロジェクト）

- 1 まるっと北陸・中部観光魅力増進PJ
- 2 広域物流ネットワーク（日本海～太平洋）構築PJ
- 3 環白山・環北アルプス広域エコロジーPJ
- 4 広域防災・災害応援ネットワークPJ

# 3-6 広域地方計画の概要

## 近畿圏広域地方計画の構成概要

**区 域**：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県（人口：約2,090万人、域内総生産：約82兆円）

**近畿圏広域地方計画協議会**（会長：秋山喜久 関西広域機構会長） ※平成21年6月10日第2回協議会時点

（府県・政令市）		（市長会・町村会）		（隣接地方公共団体）		（経済団体等）	
滋賀県知事	京都市長	近畿市長会長（宇治市長）		福井県知事	関西経済連合会会長	京都商工会議所会頭	
京都府知事	大阪市長	近畿ブロック府県町村会長（河合町長）		岐阜県知事	大阪商工会議所会頭	堺商工会議所会頭	
大阪府知事	堺市長			三重県知事	関西経済同友会代表幹事	神戸商工会議所会頭	
兵庫県知事	神戸市長			鳥取県知事	関西広域機構会長		
奈良県知事				岡山県知事			
和歌山県知事				徳島県知事			

（国の地方支分部局の長）

### キーコンセプト

知と文化を誇り力強く躍動する関西

### 戦略目標

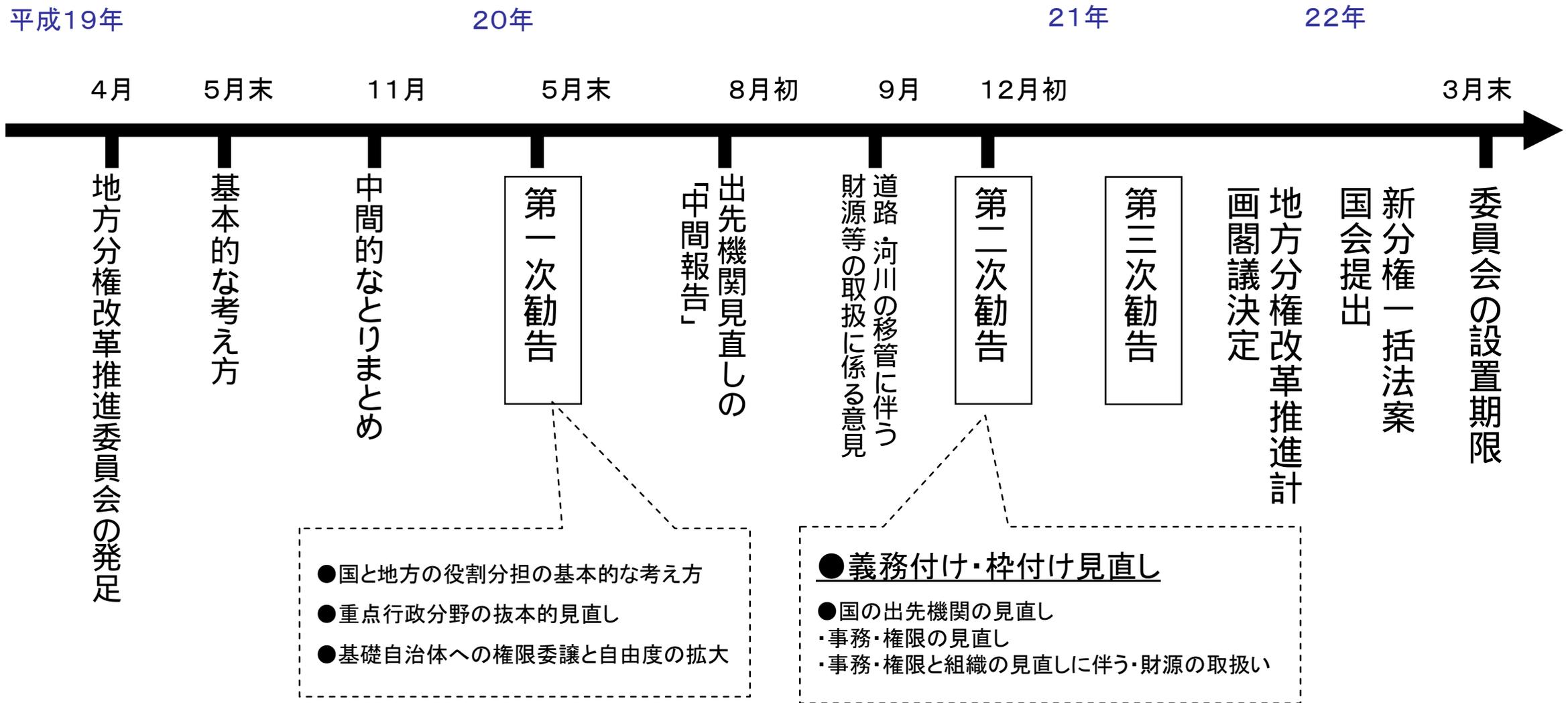
- 歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域
- 多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域
- アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域
- 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域
- 都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域
- 人々が自立して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域
- 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域

### プロジェクト

- 1 文化首都圏PJ
- 2 関西の魅力巡りPJ
- 3 次世代産業を創造する「知の拠点」PJ
- 4 大阪湾ベイエリア再生PJ
- 5 広域物流ネットワークPJ
- 6 CO2削減と資源循環PJ
- 7 水と緑の広域ネットワークPJ
- 8 関西を牽引する賑わい創出PJ
- 9 農山漁村活性化PJ
- 10 広域医療PJ
- 11 広域防災・危機管理PJ

# 4-1 地方分権改革推進委員会の議論

地方分権改革推進法(平成18年12月)に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しが図られており、現在、国が地方公共団体へ義務付け・枠付けを行っている事務等について、第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議が進められている。



## 4-2 地方分権改革推進委員会の議論

### 〔義務付け・枠付けの範囲設定〕

自治事務のうち、国の法令によって義務づけ・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(約1万条項)

### 〔見直し対象〕

存置を許容する場合のメルクマール(※)該当・非該当の判断  
該当・・・約51.8% 非該当・・・約48.2%

### 〔見直しの方針〕

メルクマールに該当しない条項については、①から③の順序で見直すべき。

- ①廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- ②手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
- ③手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容

### 〔具体的に講ずべき措置〕

計画等の策定及びその手続について、①～③に係る部分を含む場合、義務付けの存置を許容

- ①私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的根拠
- ②地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理
- ③基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画策定

次の④に係る部分を含む場合、内容の義務づけは存置を許容、策定の義務づけは単なる奨励へ移行

- ④法制度上、国の税制・財政・法政上の特例措置が講じられる計画策定

### ※メルクマール

- ・地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ・補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- ・地方自治体相互間又は地方自治体と国その他機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合 等

## 4-3 地方分権改革推進委員会の議論

第二次勧告においては、府県に対して義務付けとなっている建設計画や保全区域整備計画の策定等について、廃止等の見直しを行う必要があると指摘されている。

		首都圏	近畿圏	中部圏
ブロック計画	首都圏整備計画 近畿圏整備計画 中部圏開発整備計画	特になし (国土交通大臣決定)	特になし (国土交通大臣決定)	関係県の作成・提出義務を廃止すべき (関係県が案を作成し、国土交通大臣が決定)
協議会	中部圏開発整備地方協議会			協議会の設置義務を廃止すべき (関係県は協議会の設置が義務づけられている。)
建設計画	近畿圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画 中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画		関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)	関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)
保全区域整備計画	近畿圏保全区域整備計画 (近郊緑地保全区域が指定されていないもの) 中部圏保全区域整備計画		関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣に協議することとされている。)	関係県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係県知事は計画を作成し、国土交通大臣に協議することとされている。)
近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全計画 近畿圏保全区域整備計画 (近郊緑地保全区域が指定されているもの)	特になし (国土交通大臣決定)	関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)	